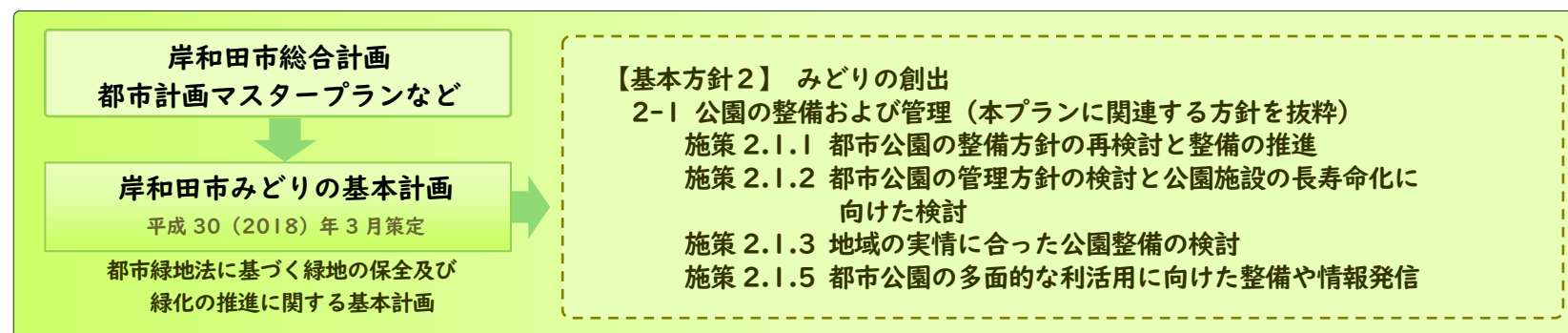


「スマート公園・岸和田～アクションプラン～」(素案) 概要について

【 「スマート公園・岸和田～アクションプラン～」策定の趣旨 】

- 公園緑地は、市民の身近なオープンスペースとして、市民活動や憩いの場、災害時の避難場所など豊かな地域づくりや活性化に寄与する重要な役割を担っています。
 - 本プランは、「将来ビジョン・岸和田」が目指す“新・岸和田”づくりの一環として、岸和田市みどりの基本計画の実現に向け、施策実施に必要なマネジメントの方針を総合的に整理し、具体化するための取組方針を策定など岸和田市公園等の整備・管理についての取組み方針を定めるものです。
- (本プラン策定前においても実施可能な取組は、適宜進めることとします)

【計画の位置づけ】



【現状】

- ・本市全体の公園緑地整備状況
合計 310ヶ所、100.35ha の公園緑地を開設（令和6年4月現在。児童遊園等を含む。府営蜻蛉池公園、都市計画墓園除く）
→開設後 30年を経過した都市公園は全体の 67%となっており、今後施設の老朽化が進行
- ・市民一人当りの公園緑地の整備面積
市域全体 9.94㎡（目標値 10㎡：岸和田市都市公園条例に規定）（令和6年4月現在）
- ・公園緑地内に設置している主な施設は 1,834点で、遊戯施設、管理施設が多くを占める（令和4年4月現在）
遊戯施設（遊具、健康遊具）893点、管理施設（照明、門扉・柵など）606点 など
- ・計画決定された都市計画公園・墓園全体のうち、62%が未整備（29ヶ所、130.02ha）（令和5年3月末現在）
- ・公園緑地に関する市民意識（令和4（2022）年9～11月にアンケート調査を実施。計331人から回答）
【今後の公園緑地のあり方について回答の多い意見】
公園緑地の整備の方向性：公園ごとに特徴づけを行う方がよい（回答率78%）
利用の少ない狭小な公園の扱い：より地域に役立つ施設として活用すべき（同57%）
民間事業者との連携：民間活力を導入すべき（68%。民間事業者による施設整備・既存施設の活用・イベント開催等）

【課題・対応】

- ・市民一人当りの公園緑地面積は本市の目標値をわずかに下回るが、今後の人口動向や地域の実情を見据えた公園緑地の再編・適正配置が必要
- ・公園の管理水準の向上に向けた施設の老朽化対策や、公園樹の管理など安全安心で質の高い公園づくり
- ・少子高齢化や人口減少、SDGsの観点からのネイチャーポジティブやバリアフリーへの対応など、これからの社会情勢を見据えながら、公園緑地に求められる多様な役割に対応
- ・長期未整備となっている都市計画公園の見直し
- ・公園緑地のにぎわいと効果的な利活用を図るための民間活力の導入 など

公園緑地の効果効用を持続的に発揮するよう今後の取組み方針が必要

●アクションプランでめざす将来目標、取組方針、施策の展開、進め方

【国の動き】

《新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会提言（抜粋）》

平成28（2016）年5月最終提言

“緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する『新たなステージ』へ”

三つの重点項目

- ①ストック効果をより高める
- ②民との連携を加速する
- ③都市公園を一層柔軟に使いこなす

《地域の特性に応じた都市公園法等の改正 H26～29》

- ・Park-PFIの創設、PFI事業の設置管理許可期間の延伸
- ・都市公園の維持修繕基準の法令化等
- ・開発許可における公園整備に係る設置基準の見直し など

《都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（抜粋）》

令和4（2022）年10月最終提言

（重点戦略①）新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS※1（自然を基盤とした解決策）の視点からグリーンインフラとしての保全、利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

（重点戦略②）しなやかに使いこなす仕組みを整える

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾性化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

（重点戦略③）管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。

※1：NbS（Nature-based Solutions）とは、社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動

【 将来目標 】

居心地がよく、人々の交流と笑顔あふれる公園緑地

本プランは、多様なニーズや地域の実情等に対応した公園緑地の再編、管理運営を行うことで、本市や地域がめざすまちづくりに貢献し、使いやすく心地よい公園緑地を将来にわたり持続的に提供していくことをめざします。

【 基本方針 】

公園緑地の再編・適正配置

都市計画公園の見直し

公民連携による公園緑地の整備・管理運営の推進

【 取組方針 】

- ・機能分担等を通じた公園緑地の再編・適正配置の検討
- ・ストックマネジメントと誰もが使いやすい公園づくりの推進
- ・開発提供公園の適用基準等の見直し

- ・都市計画公園見直し方針の整理

- ・民間活力の導入による公園緑地とまちの活性化・魅力向上
- ・市民協働による公園緑地の管理運営

【 施策の展開 】

1) 公園緑地の再編・適正配置

(1) 公園緑地の再編・再配置

公園緑地の充足状況、地域の実情等を踏まえ、公園緑地の充足が必要な地域では未整備公園の整備推進や代替施設の確保を、公園緑地が充足している地域では機能の再編や施設の適正配置等を行い、市民の身近な公園緑地の魅力向上の取組を進めます。

《身近な公園緑地の配置方針》

ア) 公園緑地の充足が必要な地域への対応

- ・未整備の都市計画公園の整備推進
- ・代替施設を含めた低未利用地の活用、民間開発に伴う公園整備 など

イ) 公園緑地が充足している地域への対応

- ・利用や配置状況などを踏まえた、既存の公園緑地の維持・更新や簡素化などの今後の整備方針の検討
- ・機能分担等の考え方による適正配置
- ・借地公園の見直し

(2) スtockマネジメントの推進

地域の実情を踏まえ、将来のまちづくりを見据えながら、公園機能の再編に対応した施設のリニューアルと適正な施設管理を両立していくため、施設配置の見直しや集約、バリアフリー化や計画的な老朽化対策等に取り組みます。

①公園施設の適正配置

- ・公園施設の配置基準の整理
- ・各地域の施設配置の見直し
- ・バリアフリー化の推進
- ・計画的な老朽化対策・効率的な維持管理の実施

②ストックマネジメントの推進

- ・計画的な予防保全型管理への転換
- ・ライフサイクルコスト縮減と平準化

③公園樹の適正管理

- ・植栽地や樹木の特性を踏まえた適切な公園樹整備・管理
- ・公園樹整備・管理への市民参画・協働の推進
- ・将来世代への良質な樹木環境の継承

(3) 開発提供公園の適用基準等の見直し

公園の管理水準の維持と公園の多様な機能を発揮させるため、開発行為等による小規模公園の設置基準を見直しします。

- ・小規模公園の設置が必要となる開発区域の対象面積を見直し
- ・開発許可を受けた者が自ら管理する緑地広場の運用を拡大
- ・開発区域周辺に相当規模の公園がある場合、小規模公園の設置基準を見直し

2) 都市計画公園の見直し

(1) 都市計画公園の見直し方針の検討

都市計画公園の長期未整備状態の解消に向け、都市計画の見直し方針について検討します。また、見直し方針にもとづいて、都市計画公園の状況評価を行い、整備継続や計画変更等の今後の方向性について整理を行います。

- ・都市計画公園の現状にもとづく、必要性、代替性、実現性の視点による評価の実施。未整備公園の今後の方向性について検討
- ・検討結果を踏まえた、都市計画見直しの手続きの実行と早期整備の実現

3) 公民連携による公園緑地の整備・管理運営の推進

(1) 民間活力の導入による公園緑地とまちの活性化・魅力向上

都市や地域の活性化、魅力向上を図るため、Park-PFI 制度や指定管理者制度など公民連携事業の手法を通じ、民間のもつ優れたノウハウや資金を活用した公園緑地の整備・管理の取組を進めます。

- ・民間事業者との連携による特色ある公園施設の整備等の実施
- ・指定管理者制度における公園緑地の効率的・効果的な管理運営の推進

(2) 市民協働による公園緑地の管理運営

町会等による活動支援の充実、公園緑地の管理運営の新たな担い手の確保など、これからの時代にふさわしい市民協働の取組とそれを支える仕組みについて検討を行います。

- ・町会等による活動支援の充実
- ・新たな担い手確保の推進

【 アクションプランの推進と適宜見直し 】

本プランの推進にあたっては、PDCA サイクルによる進行管理を行い、将来目標の実現に努めます。本プランの目標年次は具体的には定めませんが、本市の総合計画や都市計画マスタープラン、みどりの基本計画など上位計画の改訂のほか、本市の公園緑地を取り巻く社会情勢の変化、公園緑地の再編・適正配置等の進捗等に合わせ、本プランの見直しを適宜行うものとします。